

現場代理人及び技術者等の適正配置について

観音寺市発注工事においては、適正な施工確保のため観音寺市工事請負契約約款（平成19年観音寺市告示第127号。以下「契約約款」という。）及び建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下に本市発注工事における現場代理人、技術者等に関する留意事項をまとめましたのでご留意願います。

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、その職務の重大性から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを必要とします。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、特別な場合を除いて工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合※を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経営業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

※「特別な場合」とは、別添1「観音寺市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（平成26年観音寺市告示第60号）」を参照してください。

2 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額が4,000万円以上、建築一式工事においては8,000万円以上）に設置する主任・監理技術者は、工事現場ごとに原則専任で配置しなければなりません。また、専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務は可能ですが、変更により専任を要する工事に該当することとなる場合でも、当該兼務の継続に支障がないと認めるときは当該兼務を継続することができますが、契約変更で契約金額が4,000万円を超える可能性のある工事との兼務については留意する必要があります。

ます。

(2) 専任の主任・監理技術者の兼務について

専任を要する工事は、主任・監理技術者の兼務は原則できません。ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事等であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合で工作物に一体性が認められるもの等については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これらを1つの工事とみなして、同一の主任技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、配置技術者は監理技術者でなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、監理技術者はこれらの工事現場に原則専任する者でなければなりません。

(3) 主任・監理技術者の資格要件

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者（正社員）であること。

※「8 技術者及び現場代理人の確認資料」を参照

イ 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

（主任技術者の場合：建設業法第7条第2号の規定による）

（監理技術者の場合：建設業法第15条第2号の規定による）

ウ「イ」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼務することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

ア 当該事業所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。

イ 工事現場と事業所（営業所）がともに観音寺市内で、当該事業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また、工事現場の職務に従事しながら実質的に事業所の職務にも従事できること。

4 経營業務の管理責任者の取扱いについて

(1) 経營業務の管理責任者とは

経營業務の管理責任者とは、その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼務することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任者との兼務はできません。ただし、経営規模が比較的小規模な業者の場合でこれらの者の配置を認めなければ、工事の施工に支障をきたす場合に限り、配置を認めることができます。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば経營業務の管理責任者との兼務が可能です。

ア 当該事業所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。

イ 工事現場と事業所（営業所）がともに観音寺市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また工事現場の職務に従事しながら実質的に経營業務の管理責任者の職務にも従事できること。

5 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務することが可能です。同一請負契約で兼務した者であっても、別添2に基づいて、他工事の現場代理人又は主任技術者等を兼務することができます。

6 技術者等の配置について

技術者等の配置について、別添2「現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務について」にまとめていますので参照ください。

7 配置技術者等の変更について

現場に配置する技術者の変更は、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則として工期途中での交代を認めていません。これが認められる場合としては、技術者の死亡、病休、退職等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない大幅な工期延長や工場での製作期間から現場での据付期間に移行する場合等に限ります。

なお、その場合であっても、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件に適合している等）以上に確保されるとともに、監督職員等との協議により交代時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることを必要とします。

8 技術者及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び配置技術者等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届出と同時に提出し確認を受けてください。なお、一般競争入札における主任（監理）技術者については、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」の提出と同時に契約担当職員の確認を受けてください。

なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用とは言えませんし、短期雇用者は恒常的な雇用とは言えません。

現場代理人についても次のいずれかの書類の写しを「工事着手届、現場代理人及び主任技術者等選任通知書」の届出と同時に提出し、監督職員の確認を受けてください。なお、入札日以前に雇用関係があることが必要です。

- ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属企業名が記載されていること
- イ 健康保険被保険者証の写し
- ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- エ 源泉徴収簿の写し

(2) 雇用確認基準日

ア 現場代理人

- ・すべての案件で入札執行日前日までに雇用関係があること

イ 主任・監理・専門技術者

- ・専任を要する工事の場合

制限付一般競争入札は公告日、指名競争入札は入札執行日、随意契約にあつては見積書提出日以前に3か月以上の雇用関係があること。

- ・専任工事以外の場合

指名競争入札は入札執行日、随意契約にあつては見積書提出日以前に雇用関係があること。

(3) 配置技術者の資格を証するもの

ア 監理技術者

- ・監理技術者資格者証（表・裏）の写し※所属企業名が記載されていること。
- ・監理技術者講習修了証の写し

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
- ・経歴書（実務経験による技術者の場合）

(4) 雇用期間の特例

下記に該当する場合、直接的かつ恒常的な雇用があるとみなします。

ア 営業譲渡又は会社分割した場合（H13. 5. 30国総建第155号）

営業譲渡の日や会社を分割登記した日から3年以内に限り、それぞれ譲渡・分割した企業からの出向者を技術者とするのが可能です。

イ 国土交通大臣から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社及び子会社についての取扱い（H14. 4. 16国総建第97号）

親会社からその子会社への出向社員が当該子会社の受注した工事の現場技術者になることができる。（子会社が親会社からの出向社員を技術者として配置する場合、企業集団に属する親会社やその他の子会社がその工事の下請負人となることはできません）

ウ 親会社及びその連結会社の取扱い（H15. 1. 22国建総第335号）

当該企業間の出向社員を現場技術者とするができる。（当該工事を親会社、連結子会社又は、非連結子会社に下請負させる場合は、出向者を現場技術者とするはできません。）

9 その他

現場代理人及び主任（監理）技術者の配置期間は、契約書上の工期を現場代理人の配置期間としますが、完了検査を受けた日の翌日から配置を解くこととしますので、他の工事の現場代理人や主任（監理）技術者になることができます。

また、工事实施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断した場合には、市は、兼務配置の解除を命じることができることとし、受注者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

観音寺市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観音寺市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 発注者は、現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できる場合で、次の各号に掲げるいずれかの期間に該当するときは、現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 観音寺市工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - (4) 前各号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (兼務を認める対象工事)

第3条 発注者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、他の工事と現場代理人が兼務することを認めることができる。

- (1) 兼務するそれぞれの工事の当初請負金額が4,000万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)未満であること。ただし、建築一式工事に係る当初請負金額は、8,000万円未満とする。
 - (2) 兼務する工事が、いずれも観音寺市が発注した工事であり、工事現場が観音寺市内であること。
 - (3) 兼務する現場代理人が、他の工事で建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
 - (4) 当該工事の現場代理人(主任技術者を兼任する者を含む。)が兼務できる工事は、別件工事と併せて2件までとする。この場合において、別件工事において兼務できる者は、現場代理人(主任技術者を兼任する者を含む。)又は主任技術者とする。
- 2 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が複数工事全体を管理することが

できると認められる場合は、現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼任の場合を含む。）についても同様の取扱をすることができる。

- 3 設計金額が130万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の担当課執行の発注工事については、現場代理人の兼務件数の対象としないものとする。

（兼務を認めない工事）

第4条 発注者は、第3条第1項に適合する工事であっても、難易度や施工内容によって現場代理人の兼務を認めがたい工事であると判断した場合は、兼務を認めないこととする。

（現場代理人の兼務手続）

第5条 受注者は、現場代理人に他の工事の現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人兼務届（様式第1号）を発注者（契約事務担当者）に提出しなければならない。

- 2 受注者は、やむを得ない理由で前項の現場代理人を変更しようとするときは、その工事の監督職員とあらかじめ協議し、発注者に現場代理人兼務変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

- 3 受注者は、現場代理人の兼務を解除したときは、現場代理人兼務解除届（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、現場代理人の兼務の解除がしゅん工又は契約解除による場合は、提出は不要とする。

（是正措置）

第6条 発注者は、現場代理人兼務届の記載に虚偽が認められるとき、又は当該兼務に係る工事の施工中において、工事現場の運営、取締り、権限の行使及び発注者との連絡体制の確保等の観点から兼務を継続することが適当でないと認められるときは、当該工事の受注者に対して是正を求めるものとする。

- 2 発注者は、前項の是正請求後において、施工管理体制等に改善が認められないときは、当該現場代理人の兼務を解除することができる。
- 3 発注者は、前項により兼務配置の解除を決定した場合は、速やかに受注者に文書で通知するものとする。

（設計変更時の取扱）

第6条 発注者は、兼務を認めた工事が、設計変更（増額変更）により、第3条第1項第1号の条件を満たさなくなった場合においても、特に当該兼務の継続に支障がないと認めるときは、当該兼務を継続させることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

別添2

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務について
 ◎兼務可 △兼務不可（特例有り） ×兼務不可

		主任・監理技術者の専任を要しない工事 【注1】			主任・監理技術者の専任を要する工事 【注2】		
1 同一工事内での運用		現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者・経営 業務管理責任者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者・経営 業務管理責任者
現場代理人			◎	× 【注5】		◎	×
主任・監理技術者		◎		◎ 【注3】	◎		×
営業所の専任技術者・ 経營業務管理責任者		×	◎ 【注3】		×	×	
2 別途工事との運用		現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者・経営 業務管理責任者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者・経営 業務管理責任者
主任・監理 技術者の専任 を要しない工 事 【注1】	現場代理人	△ 【注4】	△ 【注4】	×	△ 【注4】	△ 【注4】	×
	主任・監理 技術者	△ 【注4】	◎	◎ 【注3】	△ 【注4】	△	×
主任・監理 技術者の専任 を要する工事 【注2】	現場代理人	△ 【注4】	△ 【注4】	×	△ 【注4】	△ 【注4】	×
	主任・監理 技術者	△ 【注4】	△	×	△ 【注4】	△	×

【注1】 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事とします。

【注2】 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事を原則専任とします。

【注3】 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、工事現場と事業所（営業所）がともに観音寺市内で、当該事業所と常時連絡をとれる体制にあり、工事現場の職務に従事しながら営業所の職務に支障なく従事できると発注者が認めた場合可能です。

【注4】 別添2「観音寺市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

【注5】 経営規模の比較的小規模の業者に限り、経營業務の管理責任者は現場代理人を1件に限り、兼務することができます。